宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目次

ページ

規則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（人事課）一
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）一
○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（同）一一
○市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（市町村課）一一

訓令甲

○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）一一
○保健所の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令（同）一三
○単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程（同）一三
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令（同）一三
○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（同）一三
○職員服務規程の一部を改正する訓令（行政管理室）一七
○文書規程の一部を改正する訓令（私学文書課）一九
○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令（税務課）一九

告示

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（財政課）二〇
○関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（同）二〇

規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第三十三号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和五十一年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第三十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二及び第三十一条中「同条例」を「減免条例」に改める。

第四十七条を削り、第四十六条中「第八条の二第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に、「第八条の三第一号」を「第七条第一項第四号」に改め、同条第一号の表中

「

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級

」

を

「

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級

」

に改め、同条第二号の表中

「

小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

」

を

「

小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

」

に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

（身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備）

第四十六条　減免条例第七条第一項第一号に規定する規則で定める構造又は設備は、乗降補助装置、車いすの昇降装置、固定装置及び収納装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

2　減免条例第七条第一項第三号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いす固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置とする。

3　減免条例第七条第二項第一号に規定する費用には、前二項に規定する構造又は設備の取付け等に伴う屋根その他の自動車の形状の変更に要した費用を含むものとする。

4　減免条例第七条の二第一号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いすの昇降装置及び固定装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

第四十八条第一項中「第八条の三第一号」を「第七条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第八条の三第一号」を「第七条第一項第四号」に改め、同項第一号中「第四十六条第一号」を「第四十七条第一号」に改め、同項第二号中「第四十六条第二号」を「第四十七条第二号」に改め、同項第三号中「第四十六条第三号」を「第四十七条第三号」に改め、同項第四号中「第四十六条第四号」を「第四十七条第四号」に改め、同条第三項中「第八条の二第一項又は第八条の三第二号」を「第七条第一項第一号から第三号まで又は第七条の二第一号」に、「第六項及び第九項」を「第四項及び第六項」に改め、同条第四項中「第八条の三第三号」を「第七条の二第二号」に改める。

第五十四条の五第一号中「附則第十二条の二の四第一号」を「附則第十二条の二の七第一号」に改め、同条第二号中「附則第十二条の二の四第二号」を「附則第十二条の二の七第二号」に改め、同条第三号中「附則第十二条の二の四第四号」を「附則第十二条の二の七第四号」に改める。

第五十六条の見出し中「範囲等」を「利用に供するための自動車の構造又は設備等」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第四十六条」を「第四十七条」に、「第七条の二第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

　　第四十六条第四項の規定は、減免条例第八条の三第十三号に規定する規則で定める構造又は設備について準用する。

第五十六条の三第一項及び第二項中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

第五十六条の四第一項中「第七条第一項」を「第七条の三第一項」に、「第九条第四項」を「第九条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条の二第一項」を「第七条の四第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「第七条の四」を「第八条の二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第八条」を「第八条の三第三号から第十二号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7　第四十八条第三項の規定は、減免条例第八条の三第十三号の規定に該当する場合における減免条例第九条第六項に規定する事実を証する書面について準用する。

別表様式第百二十一号の二の項中「自動車税継続検査用納税証明書交付申請書」を「自動車税継続検査（構造等変更検査）用納税証明書交付申請書」に改め、同表様式第百二十二号の二の項中「自動車継続検査申請書用納税証明印」を「自動車継続検査（構造等変更検査）申請書用納税証明印」に改め、同表第百二十三号の三の項中「自動車税 自動車取得税 減免（免除）申請書」を「自動車取得税 自動車税 減免（免除）申請書」に改め、同表様式第百二十三号の五の項中「自動車税・自動車取得税減免（免除）申請に係る決定通知書」を「自動車取得税 自動車税 減免（免除）申請に係る決定通知書」に改め、同表中様式第百二十三号の八の項を様式第百二十三号の九の項とし、様式第百二十三号の七の項を様式第百二十三号の八の項とし、同表様式第百二十三号の六の項中「自動車税 自動車取得税 免除申請済印」を「自動車取得税 自動車税 減免申請済印」に改め、同項を同表様式第百二十三号の七の項とし、同表様式第百二十三号の五の項の次に次のように加える。

様式第百二十三号の六	自動車税減免決定通知書	減免条例第九条

様式第五号（その一）（表）、様式第五号（その二）、様式第五号（その三）（表）及び様式第五号（その五）（表）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に改める。

様式第五号（その六）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に、

「

自動車税納税証明書
（継続検査用）

下記登録番号の自動車について、滞納がないことを証明します。なお、登録番号、有効期限及び領収日付印がないものは無効です。

※この証明書は車検に必要ですから車検証と一緒に大切に保管してください。

登録番号
（車台番号）

有効期限

印

領収日付印

車検用としてご使用される際にお切り離しください。

（納税者保管）

」

を

「

自動車税納税証明書
（継続検査（構造等変更検査）用）

下記登録番号の自動車について、滞納がないことを証明します。なお、登録番号、有効期限及び領収日付印がないものは無効です。

※この証明書は継続検査（構造等変更検査）に必要ですから車検証と一緒に大切に保管してください。

登録番号
（車台番号）

有効期限

印

領収日付印

継続検査（構造等変更検査）用としてご使用される際にお切り離しください。

（納税者保管）

」

に改める。

様式第五号（その七）、様式第五号の二（その二）（表）及び様式第五号の二（その二）（表）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に改める。

様式第五号の二（その三）（表）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に、

「

自動車税納税証明書
（継続検査用）

下記登録番号の自動車について、滞納がないことを証明します。なお、登録番号、有効期限及び領収日付印がないものは無効です。

※この証明書は車検に必要ですから車検証と一緒に大切に保管してください。

登録番号
（車台番号）

有効期限

印

領収日付印

車検用としてご使用される際にお切り離しください。

（納税者保管）

」

を

「

自動車税納税証明書
（継続検査（構造等変更検査）用）

下記登録番号の自動車について、滞納がないことを証明します。なお、登録番号、有効期限及び領収日付印がないものは無効です。

※この証明書は継続検査（構造等変更検査）に必要ですから車検証と一緒に大切に保管してください。

登録番号
（車台番号）

有効期限

印

領収日付印

継続検査（構造等変更検査）用としてご使用される際にお切り離しください。

（納税者保管）

」

に改める。

様式第五号の二（その四）（表）、様式第十五号の二（表）及び様式第三十八号（その四）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に改める。

様式第三十八号（その五）中「宮城県出納長」を「宮城県会計管理者」に、

「
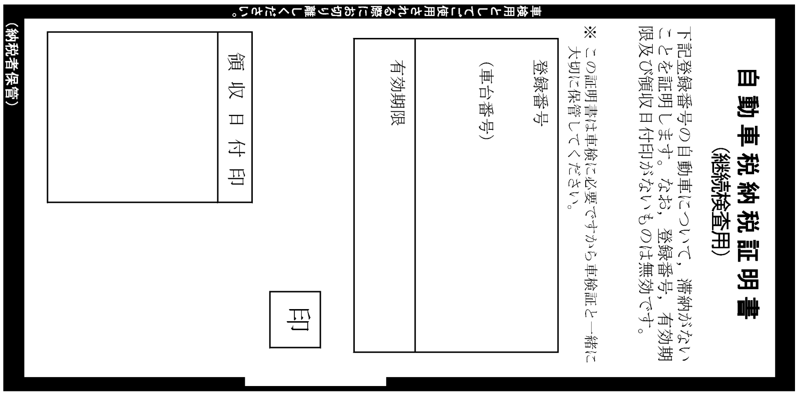

」を
「
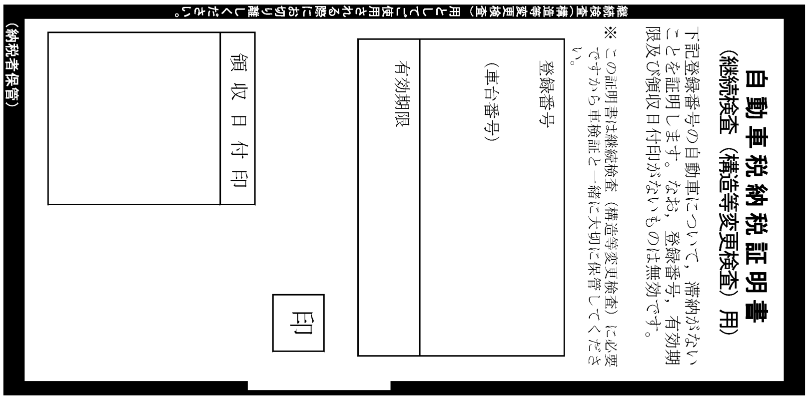

」に改める。

様式第四十七号中

「

分割基準総数 本県分								

」を

「

分割基準総数 本県分								
人員総数 本市町村分								

」に改める。

」

」

様式第百二十一号の二中「自動車税継続検査用納税証明書交付申請書」を「自動車税継続検査（構造等変更検査）用納税証明書交付申請書」に、「継続検査用以外」を「継続検査（構造等変更検査）用以外」に改める。

様式第百二十二号（その一）及び様式第百二十二号（その二）中「（継続検査用）」を「（継続検査（構造等変更検査）用）」に、「継続検査以外」を「継続検査（構造等変更検査）以外」に改める。

様式第百二十二号の二中「自動車継続検査申請書用納税証明印」を「自動車継続検査（構造等変更検査）申請書用納税証明印」に改める。

様式第百二十三号の二中「第７条」を「第７条の３」に改める。

様式第百二十三号の三（その一）及び様式第百二十三号の三（その二）を次のように改める。

様式第123号の３（その１）

自動車取得税／自　動　車　税　減免（免除）申請書

減免（免除）申請に係る自動車	登録（車両）番号			取　得　年　月　日		年　月　日	
	所有者 氏名（名称）						
	所有者 住所						
	使用者 氏名						
	使用者 住所						
	車名			型式			
	種別			形状			
	車台番号			定員及び積載量			
	主たる定置場						
	自動車取得税	年度	円	自動車税	年度	円	
自動車の構造又は設備の概要及び要した費用	構造又は設備の概要			費用			
用途（具体的に記入のこと。）							

上記のとおり県税減免条例第７条第１項第１号から第３号まで，第７条の２，第８条の３第３号から第13号までの規定によつて自動車取得税，自動車税の減免（免除）をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年　月　日

申請者　住　所

氏　名　　　　㊞

宮城県　　　所長　殿

※処理事項	自動車取得税	減免（免除）年度	年度	税額	円
	自動車税	減免開始年月	年　月分から	税額	円

様式第123号の３（その２）

自動車取得税
自　動　車　税　減　免　申　請　書

宮城県　　　　　　　　県税事務所長　殿　　　　　　　　年　月　日

県税減免条例第７条第１項第４号，第７条の４第１項の規定によつて自動車取得税，自動車税を減免されるよう申請します。

①　減免申請に係る自動車

自動車登録（車両）番号	宮 宮城 仙台	自動車の取得年月日	年　月　日
前使用の自動車の番号	宮 宮城 仙台	前使用車の減免の有無等	有　　年　月　日　抹消・移転 無
納税義務者（申請者） 住所	〒　　　　　電話		
納税義務者（申請者） 氏名	㊞　（身体障害者等との関係）本人・家族（　　　）		
主たる定置場			
使用目的	１　通　学（園）　２　通　院　３　通　所　４　生　業 （通　学（園）・通　院・通　所・勤務先　　　）		

自動車取得税			自動車税	
年度		年度	年度	年度
自動車の構造又は設備の概要及び要した費用	構造又は設備		税額	円
	費用		減免上限	円
税額		円	減免後納付額	円
減免上限		円		
減免後納付額		円		

②　身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者

住所	納税義務者と同じ（異なる場合に記入）	
氏名	納税義務者と同じ（異なる場合に記入）	
生年月日	年　月　日生　歳	
手帳等	種類及び番号	１　身体障害者手帳　２　戦傷病者手帳 ３　療育手帳　４　精神障害者保健福祉手帳 宮城・仙台・（　　）第　　号
	交付年月日	年　月　日
	障害の程度	
	障害名	

③　運転する者

住所	納税義務者と同じ（異なる場合に記入）	
氏名	納税義務者と同じ（異なる場合に記入）	
生年月日	年　月　日生	
身体障害者等との関係	本人・常時介護者 家族（　　　）	
運転免許証	交付年月日	年　月　日
	有効期限	年　月　日
	種類及び条件	普通・中型・大型・その他（　　）

（注）１　申請に必要なもの
- ⑴　身体障害者手帳等
- ⑵　印鑑
- ⑶　運転する方の運転免許証
- ⑷　自動車検査証

２　身体障害者等が自ら運転するもの以外については，市町村長，福祉事務所長等の証明書を添付してください。

様式第百二十三号の四中「第７条の３」を「第８条第１項」に改める。

様式第百二十三号の五を次のように改める。

様式第123号の５

第　　号
年　月　日

様

宮城県　　　所長　㊞

自動車取得税
自　動　車　税　減免（免除）申請に係る決定通知書

年　月　日付けで申請のあつたこのことについて，下記のとおり決定しましたので通知します。

記

登録番号			取得年月日	
決定		減免（免除）する。減免（免除）しない。		
決定事由		県税減免条例 第７条第１項第　号 / 第７条の２第　号 / 第７条の４第１項 / 第８条第１項 / 第８条の３第　号 に 該当する。/ 該当しない。		
自動車取得税	年度			
	課税標準			
	当初税額			
	減免（免除）額			
	減免（免除）後の額			
自動車税	年度			
	当初税額			
	減免（免除）額			
	減免（免除）後の額			
備考				

1　この処分について不服があるときは，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
2　この処分について不服があるときは，この処分についての審査請求の裁決を経た後に，審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次に掲げる場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないとき。
⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百二十三号の八中「様式第123号の８」を「様式第123号の９」に改め、同様式を様式第百二十三号の九とする。

様式第百二十三号の七（その二）中「様式第123号の７（その２）」を「様式第123号の８（その２）」に改め、同様式を様式第百二十三号の八（その二）とする。

様式第百二十三号の七（その一）中「様式第123号の８（その１）」を「様式第123号の８（その１）」に、「第７条の４」を「第８条の２」に改め、同様式を様式第百二十三号の八（その一）とする。

様式第百二十三号の六中「様式第123号の６」を「様式第123号の７」に、「自動車税 自動車取得税 免除申請済」を「自動車取得税 自動車税 減免申請済」に改め、同様式を様式第百二十三号の七とする。

様式第百二十三号の五の次に次の一様式を加える。

様式第123号の６

（表）

自動車税減免決定通知書

印

年度自動車税		減額理由			
納付番号		確認番号		納付区分	
登録番号			課税番号		
納期限		理由発生日			
当初課税額	円				
今回決定額	円				
減額後の納付すべき額	円				

納税通知書で通知した税額を上記のとおり減額したので通知します。

未納の方は，下の納付書で納めてください。

↓　下の部分を切り取り，裏面の各納付場所にて納付願います。この書面は，領収書等とともに大切に保管してください。

77　宮城県　**領収済通知書**　公　通常払込料金加入者負担　Pay-easy

加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	口座番号	00130－8－967087	金額	円
収納機関番号	04000	納付番号		確認番号	納付区分
年度	税目				
課税事務所			納期限		

34

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
延滞金											
合計額											

※延滞金欄が空白のものは，金額を合計額とします。

納税者氏名

領収日付印

CVS収納用

コンビニエンスストア取扱期限

（郵便局／金融機関／ＣＶＳ本部／宮城県保管）

（注意）金額を訂正した場合，コンビニエンスストアでは納付できません。

自動車税減免決定通知書兼振替払込請求書兼受領証　公　Pay-easy

加入者名	宮城県・取扱者 宮城県会計管理者	
口座番号	00130－8－967087	
納付番号		
確認番号		納付区分
税額	円	
延滞金	円	
合計額	円	
納期限		
納税者氏名		

切り取らないでお出しください。

課税事務所　領収日付印

ゆうちょ銀行又は郵便局で納付した場合は，この書面が領収証書となります。

※延滞金欄が空白のものは，税額を合計額とします。

（金融機関又はＣＶＳ保管）

この受領証は，大切に保管してください。

ゆうちょ銀行又は郵便局，ＡＴＭで納付の場合は，左側（払込）を使用ください。

領収証書

納税者氏名

納付番号			
確認番号		課税年度	
納期限			
税額	円		
延滞金	円		
合計額	円		

上記金額を領収しました。

※延滞金欄が空白のものは，税額を合計額とします。

領収日付印

免

収入印紙不要

（納税者保管）

自動車税納税証明書

（継続検査（構造等変更検査）用）

下記登録番号の自動車について，滞納がないことを証明します。なお，登録番号，有効期限及び領収日付印がないものは無効です。

※　この証明書は継続検査（構造等変更検査）に必要ですから車検証と一緒に大切に保管してください。

継続検査（構造等変更検査）用としてご使用される際にお切り離しください。

登録番号

（車台番号）

有効期限

印

領収日付印

（納税者保管）

様式第123号の６

（裏）

1　この処分について不服があるときは，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して６０日以内に，知事に審査請求することができます。
2　この処分について不服があるときは，この処分についての審査請求の裁決を経た後に，審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提訴することができます。ただし，次に掲げる場合には審査請求の裁決を経ることなく，この処分についての取消しの訴えを提訴することができます。
（１）審査請求をした日から３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3　表記の徴収金を納める場合の延滞金については，地方税法に規定するところにより計算の上該当欄に記載して納めなければなりません。
4　自動車税の登録内容に変更が生じた場合（住所，譲渡，廃車等）は，速やかに運輸支局に手続をして仙台中央県税事務所扇町出張所に自動車税申告書（抹消登録を除く。）を提出してください。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第三十五号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「自動車税継続検査用納税証明書自動発行機」を「自動車税継続検査・構造等変更検査用納税証明書自動発行機」に改める。

第五条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第六条第五号に該当しないこと。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第三十六号

市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

市町村振興資金貸付規則（昭和五十二年宮城県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表過疎地域振興事業貸付金（以下「過疎振興資金」という。）の項を次のように改める。

過疎地域振興事業貸付金（以下「過疎振興資金」という。）	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項各号に掲げる施設の整備事業及び知事が過疎地域の振興のため必要と認める事業 次に掲げる事業 １　公共施設の整備事業 ２　その他知事が特に必要と認める事業	過疎市町村（法第二条第二項の規定により公示された市町村をいう。以下同じ。）が行う当該過疎市町村の区域（法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む過疎市町村にあつては、当該過疎地域とみなされる区域）の振興のための事業であること。	過疎市町村

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行し、改正後の市町村振興資金貸付規則第二条の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る市町村振興資金の貸付けについて適用する。

訓　令　甲

○宮城県訓令甲第三号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県防災会議の項及び宮城県国民保護協議会の項中「出納長」を削り、「土木部長」を「土木部長
会計管理者」に改め、同表宮城県交通安全対策会議の項中「保健福祉部子ども家庭課長」を「保健福祉部子育て支援課長」に改め、同表宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の項中「環境生活部自然保護課長
農林水産部農産園芸環境課長」を「環境生活部食と暮らしの安全推進課長（イノシシ部会に限る。）
農林水産部農業振興課長（イノシシ部会に限る。）

農林水産部農産園芸環境課長
農林水産部林業振興課長（ツキノワグマ部会に限る。）
農林水産部森林整備課長（ニホンジカ部会に限る。）
東部地方振興事務所林業振興部長（ニホンジカ部会に限る。）
林業技術総合センター企画管理部長

」に改め、同表宮城県青少年問題協議会の項中「保健福祉部子ども家庭課長」を「保健福祉部子育て支援課長」に改め、同表宮城県森林審議会の項中「

経済商工観光部観光課長
農林水産部農林水産総務課長
農林水産部農村振興課長
農林水産部農村整備課長

」を「

環境生活部自然保護課長

」に改め、同項中「土木部河川課長」及び「土木部防災砂防課長」を削る。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第四号

保健所の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

保健所の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

保健所の職員の任命に関する規程（平成十二年宮城県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「分掌する班に所属するもの」を「行う者」に改め、ただし書を削り、同項の表塩釜保健所の項中「

仙台保健福祉事務所塩釜総合支所

」を「

仙台保健福祉事務所

」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程をここに定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

単純労務職員の勤務時間、休暇等に関する規程

単純労務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。）の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の適用を受ける職員の例による。

附　則

この訓令は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「前項第十号」を「前項第十三号」に改め、同項第五号中「空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十六条の規定により同規則に定める第一類営業者が地方航空局長の承認を受けて徴収する施設使用料に限る。」を「空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項の規定により同条第一項の指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料）又は旅客保安サービス料（国内の空港に係るものにあつては、成田国際空港株式会社が徴収するもの」に、「に相当する」を「又は旅客保安サービス料に相当する」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十二年三月三十一日から施行し、改正後の職員等の旅費支給規程第九条第二項第五号の規定は、平成二十一年十一月十六日から適用する。

○宮城県訓令甲第七号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第五条の二及び第五条の三」を「から第五条の四まで」に改める。

第二条第三項中「のうち、」の下に「職員勤務時間条例第六条第二項の規定により休憩時間を四十五分以上一時間未満とする職員及び」を加え、「（以下「早出遅出勤務職員」という。）」を削る。

第三条第二項中「及び第五条の三」を「から第五条の四まで」に改める。

別表第一第一号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで

」に改め、別表第一第二号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで

」に改める。

別表第二第一号を削り、同表第二号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで
通し勤務	午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで	午後零時から午後零時四十五分まで、午後六時十五分から午後六時三十分まで及び午後十時から翌日午前五時まで

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
通し勤務	午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで	午後零時から午後一時まで、午後六時十五分から午後六時四十五分まで及び午後十時から翌日午前五時まで

」に改め、同号を別表第二第一号とし、同表第三号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

早番	午前十時から午後六時四十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで
遅番	午前十時四十五分から午後七時三十分まで	午後一時から午後一時四十五分まで

」を

「

早番	午前十時から午後六時まで	午後零時から午後一時まで
遅番	午前十時四十五分から午後七時三十分まで	午後一時から午後二時まで

」に改め、同号を別表第二第二号とし、同表第四号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午後零時から午後一時三十分」を「午前十一時四十五分から午後一時四十五分」に、「四十五分」を「一時間」に改め、同号を別表第二第三号とし、同表第五号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「四十五分間」を「一時間」に改め、同号を別表第二第四号とし、同表第六号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで
通し勤務	午前八時三十分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午前十一時十五分から午前十二時まで及び午後六時から午後八時までの間に四十五分間
夜勤	午後五時十五分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午後六時から午後八時までの間に四十五分間

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
通し勤務	午前八時三十分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午前十一時から午前十二時まで及び午後六時から午後八時までの間に一時間
夜勤	午後五時十五分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午後六時から午後八時までの間に一時間

」に改め、同号を別表第二第五号とし、同表第七号の表児童自立支援専門員及び児童生活支援員の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで
遅番	午前十一時から午後七時四十五分まで	午後四時十五分から午後五時まで
通し勤務	午前八時三十分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午前十一時十五分から午前十二時まで及び午後六時から午後六時四十五分まで

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで
遅番	午後零時から午後八時四十五分まで	午後四時十五分から午後五時まで
通し勤務	午前八時三十分から午後十一時まで及び翌日午前六時から午前九時まで	午前十一時から午前十二時まで及び午後六時から午後七時まで

」に改め、同表調理の業務に従事する職員の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午前十時三十分」を「午前十時四十五分」に改め、同号を別表第二第六号とし、同表第八号の表看護業務に従事する職員（以下「看護職員」という。）のうち看護師及び准看護師の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間
準夜	午後四時三十分から翌日午前一時十五分まで	四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ院長が定める。

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前十一時から午後一時三十分までの間に一時間
準夜	午後四時三十分から翌日午前一時十五分まで	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ院長が定める。

」に、

「

早番	午前七時十五分から午後四時まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間
A遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午後一時三十分から午後二時十五分まで
B遅番	午後零時四十五分から午後九時三十分まで	午後四時三十分から午後五時四十五分までの間に四十五分間

」を

「

早番	午前七時十五分から午後四時まで	午前十一時三十分から午後一時三十分までの間に一時間
A遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午後零時三十分から午後一時三十分までの間に四十五分間及び午後四時三十分から午後五時三十分までの間に十五分間
B遅番	午後零時四十五分から午後九時三十分まで	午後四時三十分から午後五時三十分まで

」に改め、同表看護職員のうち看護助手の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前十一時三十分から午後零時三十分まで

」に、

「

遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午後一時三十分から午後二時十五分まで

」を

「

遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午後零時三十分から午後一時三十分まで

」に改め、同表保育士及び児童指導員の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間
A遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午前十一時三十分から午後一時十五分までの間に四十五分間
B遅番	午後零時四十五分から午後九時三十分まで	午後四時三十分から午後五時四十五分までの間に四十五分間

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に一時間
A遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午前十一時四十五分から午後一時四十五分までの間に四十五分間及び午後四時三十分から午後五時三十分までの間に十五分間
B遅番	午後零時四十五分から午後九時三十分まで	午後四時十五分から午後五時十五分まで

」に改め、同表調理の業務に従事する職員の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

早番	午前五時三十分から午後二時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間
遅番	午前十一時十五分から午後八時まで	午後二時十五分から午後三時四十五分までの間に四十五分間

」を

「

早番	午前五時三十分から午後二時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に一時間
遅番	午前十一時十五分から午後八時まで	午後二時十五分から午後三時四十五分までの間に一時間

」に改め、同表訓練の業務に従事する職員の項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時十五分から午後一時まで
遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	同

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時十分から午後一時十分まで
遅番	午前十時三十分から午後七時十五分まで	午後零時十分から午後一時十分までの間に四十五分間及び午後四時三十分から午後五時三十分までの間に十五分間

」に改め、同号を別表第二第七号とし、同表第九号中「国際政策課」を「国際経済・交流課」に改め、同号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時三十分までの間に四十五分間

」を

「

日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午前十一時三十分から午後一時三十分までの間に一時間

」に改め、同号を別表第二第八号とし、同表第十号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同号を別表第二第九号とし、同表第十一号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

航行中	一日について八時間とし、その割振りは、課長の承認を得て船長が定める。	四十五分間とし、その時限は、課長の承認を得て船長が定める。	なし

」を

「

航行中	一日について七時間四十五分とし、その割振りは、課長の承認を得て船長が定める。	一時間とし、その時限は、課長の承認を得て船長が定める。	なし

」に改め、同号を別表第二第十号とし、同表第十二号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、

「

航行中（操業期間中を除く。）	一日について八時間とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	なし
操業期間中	一日について八時間以上十六時間以内（公務上臨時の必要があるときは、二日について十六時間以上三十二時間以内）とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	一日について少なくとも八時間（公務上臨時の必要があるときは、二日について少なくとも十六時間）とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	なし
停泊中	一日について八時間以内とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	勤務時間が六時間を超える場合四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	航行中を含む四週間を通じ八日

」を

「

航行中（操業期間中を除く。）	一日について七時間四十五分とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	なし
操業期間中	一日について七時間四十五分以上十五時間三十分以内（公務上臨時の必要があるときは、二日について十五時間三十分以上三十一時間以内）とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	一日について少なくとも八時間三十分（公務上臨時の必要があるときは、二日について少なくとも十七時間）とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	なし
停泊中	一日について七時間四十五分以内とし、その割振りは、業務の実情に応じ船長が定める。	勤務時間が六時間を超える場合一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ船長が定める。	航行中を含む四週間を通じ八日

」に改め、同号を別表第二第十一号とし、同表第十三号の表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同号を別表第二第十二号とする。

別表第三第一号の表中

「

勤務A	午前八時三十分から午後五時十五分まで	四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ室長が定める。

」を

「

勤務A	午前八時三十分から午後五時十五分まで	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ室長が定める。

」に改め、別表第三第十一号の表中

「

航行中	出港日の午前八時三十分から入港日の午後五時十五分までの間で、一日について八時間とし、その割振りは、勤務の実情に応じ所長の承認を得て船長が定める。	四十五分間とし、その時限は、所長の承認を得て船長が定める。
停泊中	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで

」を

「

航行中	出港日の午前八時三十分から入港日の午後五時十五分までの間で、一日について七時間四十五分とし、その割振りは、勤務の実情に応じ所長の承認を得て船長が定める。	一時間とし、その時限は、所長の承認を得て船長が定める。
停泊中	午前八時三十分から午後五時十五分まで	午後零時から午後一時まで

」に改め、同号を別表第三第十二号とし、同表第十号の表中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四十五分間」を「一時間」に改め、同号を別表第三第十一号とし、同表第九号の表中「午後五時」を「午後四時四十五分」に改め、同号を別表第三第十号とし、同表第八号の表中「四十五分間」の下に「及び午後三時から午後五時までの間に十五分間」を加え、同号を別表第三第九号とし、同表第七号の表中「午後零時から午後一時までの間に四十五分間」を「一時間」に改め、同号を別表第三第八号とし、同表第六号の表中「午後零時十五分」を「午後零時」に改め、同号を別表第三第七号とし、同表第五号の表電話交換の業務に従事する職員の項中「四十五分間」を「一時間」に改め、同表夜間において土地の取得等に伴う交渉等の業務に従事する職員のうち所長が命ずる職員の項中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四十五分間」を「一時間」に改め、同号を別表第三第六号とし、同表第四号の表中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同号を別表第三第五号とし、同表第三号の表中

「

勤務A	午前九時十五分から午後六時まで	午後零時から午後零時四十五分まで

」を

「

勤務A	午前九時十五分から午後六時まで	午後零時から午後一時まで

」に改め、同号を別表第三第四号とし、同表第二号の表県税の賦課、徴収の業務に従事する職員の項中「四十五分間」を「一時間」とし、同表夜間において県税の徴収、相談等の業務に従事する職員のうち所長が命ずる職員の項中「八時間」を「七時間四十五分」に、「四十五分間」を「一時間」に改め、同号を別表第三第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二　公文書館に勤務する職員

適用職員	勤務時間	休憩時間
館長が命ずる職員	午前八時三十分から午後五時十五分まで	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ館長が定める。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

〇宮城県訓令甲第八号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第五条の二第三項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

第五条の四中「前三条」を「第五条から前条まで」に改め、同条を第五条の五とする。

第五条の三第一項中「及び前条第二項」を「、第五条の二第二項及び前条第一項」に改め、同条第二項中「及び前条第三項」を「、第五条の二第三項及び前条第二項」に改め、同条を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（休憩時間変更職員の勤務時間）

第五条の三　職員勤務時間条例第六条第二項の規定により休憩時間を四十五分以上一時間未満とする職員（以下「休憩時間変更職員」という。）の勤務時間については、第五条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時十五分までの間で割り振る。

２　前項の規定により割り振られた勤務時間中に置く休憩時間は、第五条第二項及び前条第三項の規定にかかわらず、午後零時から午後一時までの間で別に定める。

附則第三項及び附則第四項中「任期付短時間勤務職員」の下に「、休憩時間変更職員」を加える。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項の次に次の三項を加える。

（休憩時間変更職員の勤務時間の特例）

９　仙台市内の通勤通学時における交通混雑に対処するため、当分の間、本庁に勤務する休憩時間変更職員の勤務時間は、第五条の三第一項及び附則第六項の規定にかかわらず、午前九時から午後五時四十五分までの間で割り振ることができる。

10　通勤のため鉄道を利用することを常例とする休憩時間変更職員について、勤務の開始を午前八時三十分として割り振る場合において、当該鉄道の運行時間の事情のため当該勤務時間の開始が著しい負担を伴うと認められるときは、当分の間、第五条の三第一項及び附則第七項の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時四十五分までの間で勤務時間を割り振ることができる。

11　前二項の勤務時間中に置く休憩時間については、第五条の三第二項の規定を準用する。

様式第四号（表）中

病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時

を

「

集計	
年休	時

病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日

」

「

集計			
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分

に改め、同様式（裏）中

出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		

」

「

年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時

「

年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	

欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日
年休		時
病休	日	時
特休	日	時
介休	日	時
欠勤	件	時
出張		日

」

を

欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		
年休	日	時間	分
病休	日	時間	
特休	日	時間	分
介休	日	時間	
欠勤		時間	分
出張	日		

」

に改める。

様式第五号中「時間」を「時間　分」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「総合文書システムと連携し、」を削る。

別表第一第二号⑵中「政第　号　政策課
評価第　号　行政評価室」を「政第　号　政策課」に、「総交第　号　総合交通対策課
土対第　号　土地対策課」を「総交第　号　総合交通対策課」に、「介保第　号　介護保険室」を「ねんりん第　号　ねんりんピック推進室」に、「子第　号　子ども家庭課
子育第　号　子育て支援室」を「子育て第　号　子育て支援課」に、「新産第　号　新産業振興課」を「新産第　号　新産業振興課
自振第　号　自動車産業振興室」に、「産立第　号　産業立地推進課
仙整第　号　仙台北部工業団地整備室」を「産立第　号　産業立地推進課」に、「国政第　号　国際政策課
国経第　号　国際経済課」を「国際第　号　国際経済・交流課
海外第　号　海外ビジネス支援室」に、「仙保福第　号　宮城県仙台保健福祉事務所
仙保福塩第　号　宮城県仙台保健福祉事務所塩釜総合支所」を「仙保福第　号　宮城県仙台保健福祉事務所」に、「仙ダ総第　号　宮城県仙台地方ダム総合事務所
仙ダ総樽第　号　宮城県仙台地方ダム総合事務所樽水ダム管理事務所」を「仙ダ総第　号　宮城県仙台地方ダム総合事務所」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告　示

○宮城県告示第三百五号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加えるものとし、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

第三条第二号中「岡山市」の下に「、相模原市」を加える。

附　則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百六号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加えるものとし、これに伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成二十二年三月三十一日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

第三条第二号中「横浜市」の下に「、相模原市」を加える。

附　則

この規約は、平成二十二年四月一日から施行する。